# 多摩信用金庫本店地域貢献スペース利用規定

多摩信用金庫本店地域貢献スペース利用規定(以下「本利用規定」という)は、多摩信用金庫が管理・運営する「多摩信用金庫本店地域貢献スペース(以下「地域貢献スペース」という。)の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本利用規定の内容を十分に理解し、これを遵守してください。

#### 1.会場

名 称:多摩信用金庫本店地域貢献スペース

方 針:地域を知る、地域を楽しむ、地域とつながる等、様々なテーマで文化・芸術を中心に 多摩地域の魅力を発信する拠点

所 在:東京都立川市緑町3-4 多摩信用金庫 本店 2F 北側通路

運営時間: 8:00~21:00

※本店休業日もご利用いただけます

## 2.利用概要

地域貢献スペースの利用概要は、以下のとおりとします。

- (1)利用可能者(以下「出展者」という。)は、次のすべてに該当するものとします。
  - ■地域団体部門
  - ア 多摩地域および神奈川県相模原市で活動している社会貢献に資する団体。
  - イ 本利用規定および地域貢献スペース利用案内を遵守するもの
  - ウ 反社会的勢力に該当しないもの
  - エ 多摩信用金庫の承認を得られるもの
  - ※営利目的は対象外とする。(企画選定委員会の判断基準に準ずる)
  - ■若手アーティスト部門
  - ア 多摩地域および神奈川県相模原市に在住、在学、または、創作活動している個人またはグループ。かつ(a)・(b)のいずれかに該当するもの。
    - (a) 39歳以下の若手作家
    - (b) 39歳以下の若手作家グループ(展示作家全員が年齢条件を満たすこと)
  - イ 本利用規定および地域貢献スペース利用案内を遵守するもの
  - ウ 反社会的勢力に該当しないもの
  - エ 多摩信用金庫の承認を得られるもの
  - ※営利目的は対象外とする。(企画選定委員会の判断基準に準ずる)
- (2)施設利用料:無料

#### 3.指定管理者

地域貢献スペースは多摩信用金庫が運営・管理を指定管理者に委託しています。

指定管理者 公益財団法人たましん地域文化財団

#### 4.企画選定委員会の設置

地域貢献スペースは、多摩信用金庫本店地域貢献スペース企画選定委員会(以下、「企画選定委員会」という。)を設置し、公平かつ適切に審査します。

### 5.利用申込み及び承認

出展者は、本利用規定及び多摩信用金庫本店地域貢献スペース利用案内(各年度更新)の記載事項に同意の上、指定管理者に多摩信用金庫本店地域貢献スペース利用申込書兼同意書(以下「申込書」という)を提出し、多摩信用金庫の承認を受けてください。承認を受けた事項を変更し、又は、取り消そうとする時も、同様とします。

# 6.個人情報の取扱い

- (1)地域貢献スペースの利用申請において、申込書および提出資料に記載の情報(氏名・団体名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、展示企画内容等)を以下の目的のために使用し、それ以外の目的には使用しません。
  - ア 地域貢献スペース利用申請の受付のため
  - イ 企画選定委員会で企画内容を審査するため
  - ウ 多摩信用金庫ホームページ等にて、展示企画を周知するため(氏名、ホームページ、 展示企画内容に限る)
  - エ 法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (2)提出された個人情報は以下の者と共有します。
  - ア 多摩信用金庫
  - イ 指定管理者
  - ウ 企画選定委員会

#### 7.承認の取り消し

次の場合には利用をお断りいたします。また、利用開始後に判明した場合には、利用を即時中 止いたします。中止した場合、出展者に損害が生じても多摩信用金庫および指定管理者は賠 償ないし補償はしません。

- (1) 利用の承認後、2(1)に限定した出展者の条件に該当しないことが判明した場合や、該当しなくなった場合
- (2) 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員その他これに準ずる者(以下、「反社会勢力」)又は、反社会的勢力と密接な関係を有する者と認められるとき
- (3) 利用期間中、公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をしたとき。または多摩信用金および指定管理者のイメージを損なう行為をしたと多摩信用金庫又は指定管理者がみなしたとき
- (4) 政治的活動又は宗教活動を行う恐れがあると認められるとき
- (5) 偽名又は他人名義での申し込みをしたとき
- (6) 申し込み時の利用目的と異なる目的による利用や、利用権の譲渡や転貸しをしたとき

### 8.原状回復義務

出展者は、その利用が終了したとき又は、7 の規定により承認を取り消され、もしくは使用の中止を求めたときは、施設等を速やかに原状に回復してください。ただし、多摩信用金庫が承認したときは、その限りではありません。

# 9.損害賠償義務

美術品又は施設等に損害を与えた方は、多摩信用金庫が相当と認める損害額を多摩信用金庫に賠償してください。また、搬出入および会期中に発生した人的災害による損害賠償について

は、多摩信用金庫および指定管理者は一切関与しません。 ただし、多摩信用金庫が特別の事情があると認めるときは、この限りではありません。

# 10.入館の制限

多摩信用金庫又は指定管理者は、次に該当するものの立ち入りを拒み、または退去を求める ことができるものとします。

- (1) 火薬その他の危険物を所持するもの
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れがあるもの
- (3) その他公序良俗に反するもの

#### 11.販売の禁止

地域貢献スペースにおいて、多摩信用金庫の許可なく入場者等に物品等を販売することはできません。

# 12.入場料徴収の禁止

地域貢献スペースにおいて、入場者等に入場料の徴収を行うことはできません。

## 13.その他

- ・出展者は、別途定める多摩信用金庫本店地域貢献スペース利用案内(各年度更新)を遵守 してください。
- ・出展決定後の利用者都合によるキャンセルは原則受け付けません。また、かかった費用についても多摩信用金庫及び指定管理者は負担しません。
- ・やむを得ない事情により開催の中止、および変更が生じる場合がございます。当該事象が発生 した場合の賠償等については、都度、協議することとします。

以上

# 【問い合わせ先】

公益財団法人たましん地域文化財団

〒190-0012 東京都立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル7階

メール: bijutsu@tamashin.or.jp

TEL:042-574-1360

(火~日、午前10時から午後5時)